

2018年9月11日

株主及び登録株式質権者 各位

大阪市此花区梅町一丁目1番11号  
櫻島埠頭株式会社  
代表取締役社長 平井 正博

### 株式併合に関する公告

当社は、2018年6月27日開催の第76回定時株主総会決議に基づき、2018年10月1日を効力発生日として、株式併合を行うことを決議いたしましたので、会社法第181条第1項及び第2項に基づき、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は株式併合の効力発生日である2018年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更する定款の一部変更を実施いたします。

### 記

株式併合の割合	当社普通株式10株を1株に併合する
株式併合の効力発生日	2018年10月1日
効力発生日における発行可能株式総数	4,000,000株

以上

### 【ご参考】

上記に伴い、2018年9月26日より、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1,000株から100株に変更されます。

なお、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きに必要はございません。